

空き家 および 空き地の 紹介と募集を しています

住み替え支援協議会では、空き家や空き地の登録物件の紹介や募集をしています。詳細は、協議会事務局窓口（住生活支援係）までお越しいただくか、市ホームページをご覧ください。

- 下記の登録されている物件一覧は、情報の紹介のみを行うもので、斡旋や仲介などを行うものではありません。利用者の責任において、物件内容の確認や賃貸・売買に関する交渉、契約を行ってください。
- 物件の賃貸・売買に関する交渉や契約におけるトラブルについては、市では責任を負いかねますので、ご留意願います。
- 7月1日現在の情報となります。すでに交渉中などの場合はご容赦ください。

砂川市 空き家 空き地 市ホームページはこちらから！

【登録物件一覧（建物）】

住所	価格	間取り	築年	住所	価格	間取り	築年
吉野4条南5丁目4番2号	50万円	4SLDK	昭和35年	西1条南21丁目2番24号	95万円	4DK	昭和52年
吉野1条南4丁目5番2号	150万円	4DK	昭和37年	晴見2条北6丁目2番11号	50万円	5LDK	昭和49年
空知太西5条5丁目1番14号	290万円	3LDK	昭和58年	空知太東4条2丁目2番6号	170万円	5LDK	昭和46年
空知太東3条4丁目4番7号	350万円	5LDK	昭和56年	西4条北1丁目2番15号	190万円	5SLDK	昭和55年
空知太東4条2丁目11番3号	50万円	4LDK	昭和48年				

【登録物件一覧（土地）】

地番	価格	面積	備考	地番	価格	面積	備考
東2条南7丁目9番	300万円	198㎡		晴見2条北8丁目68番113	250万円	306㎡	残地物有
吉野3条南4丁目155番2	240万円	815㎡		東4条南5丁目15番	160万円	223㎡	
空知太西3条4丁目104番35	480万円	273㎡		西3条北15丁目28番5	75万円	294㎡	
空知太東1条7丁目334番14	120万円	584㎡		西3条北14丁目28番26	85万円	331㎡	角地
空知太西1条3丁目141番40	324万円	795㎡		東4条北7丁目20番内	720万円	2,831㎡	要農地転用
吉野4条南6丁目252番17外2筆	95万円	309㎡	要農地転用 高压電線あり	吉野2条南7丁目9番27	150万円	291㎡	
三砂町45番3	550万円	557㎡	要農地転用	空知太西6条6丁目77番21	180万円	237㎡	要農地転用
空知太東3条5丁目424番25	120万円	235㎡		吉野1条南1丁目39番外1筆	400万円	535㎡	雑木有
空知太東3条5丁目421番29	100万円	299㎡	角地	西1条北9丁目6番外1筆	1,000万円	1,070㎡	
吉野2条北2丁目142番	92万円	267㎡		東6条南6丁目9番2	20万円	133㎡	建物の新築不可
東6条北5丁目19番1外1筆	1,300万円	9,918㎡	要農地転用 国土法届出必要	焼山173番3	50万円	1,239㎡	無道路地
空知太東3条5丁目424番21	10万円	249㎡	雑木有	東4条南19丁目266番3外1筆	40万円	435㎡	
空知太西6条5丁目77番49	100万円	229㎡	角地 要農地転用	西1条南3丁目11番	80万円	122㎡	
西1条南4丁目6番外1筆	600万円	396㎡		吉野3条南8丁目324番14	100万円	255㎡	
吉野1条南1丁目46番1外1筆	100万円	448㎡		空知太西1条3丁目141番17	439万円	581㎡	角地 要農地転用
東5条南6丁目3番	250万円	317㎡					

住宅（自宅）を登録して成約された方には**登録物件促進補助金**を交付します！

自らが居住していた（相続を含む）住宅を住み替え支援協議会の登録物件としてホームページなどで公開し、その後売買または賃貸の契約が成立した方には、売買の成立で10万円、賃貸の成立で5万円の「登録物件促進補助金」を交付します。

※ 空き地は対象となりません



住まいの補助金を利用しましょう！



◆住宅の新築・中古住宅を購入される方

【まちなか住まいの補助金・移住促進補助金・子育て支援補助金・同居近居促進補助金】

- 新築住宅で最高 120 万円補助
- ※ 区域・施工会社によって補助率・上限額が変わります
- 中古住宅で最高 70 万円補助（昭和 56 年 5 月 31 日以前の建物は対象外）
- ※ 区域・建築年によって補助率・上限額が変わります
- 市外から市内への移住で 20 万円（うち 10 万円はふくろう商品券）補助
- ▼さらに、18 歳以下の子どもがいる世帯または 40 歳以下の子どもがいない夫婦は▼
 - 18 歳以下の子ども 1 人につき 10 万円補助
 - 40 歳以下の子どもがいない夫婦に 10 万円補助
 - 親と同居で 30 万円（新築）、20 万円（中古）補助
 - 親と近居で 10 万円（新築）、5 万円（中古）補助

◆住宅を改修・リフォームされる方 要事前申請

【高齢者等安心住まいの（住宅改修）補助金】

介護認定を受けていない 60 歳以上（同居人含む）の方で、3 万円以上の手すりの取り付け、段差解消、バリアフリーユニットバス導入などの改修工事に補助

- 地元企業を利用 4/5（上限額 22 万円）
- 市外企業を利用 2/3（上限額 18 万円）

【永く住まいの（住宅改修）補助金】

▷一般リフォーム工事・耐震改修工事

自らが居住する住宅の改修工事を行う方で、50 万円以上の間取り変更、増築、外壁、屋根などの改修工事などに補助

- 地元企業を利用 20%（上限額 40 万円）耐震改修の場合は上限額 50 万円
- 市外企業を利用 10%（上限額 20 万円）耐震改修の場合は上限額 30 万円

さらに、18 歳以下の子どもを扶養または 40 歳以下の夫婦に「子育て支援補助金」として一律 10 万円を補助

▷擁壁改修工事

- 自らが居住する住宅用の土地に築造された高さ 1.5 m 以上の擁壁の改修工事に補助
- 工事費用の 30%（上限額 200 万円）

◆自宅に太陽光発電システムを設置する方 要事前申請

【住宅用太陽光発電システム導入費補助金】

自らが居住する（予定含む）住宅または同一敷地内に、未使用で JIS 規格または JET の認証を取得している太陽光発電システム（太陽電池モジュールおよび蓄電池を含む）を設置しようとする方に補助

- 地元企業を利用 20%（上限額 50 万円）
- 市外企業を利用 10%（上限額 25 万円）

詳しい条件などは、建築住宅課へお気軽にお問い合わせください！

【お問い合わせ】 建築住宅課 ☎ 2 1 2 1